参考様式第5－1号

神　経　西　第　493　号
令　和　8　年　11　月　13　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	伊川谷地区 （長坂集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月13日 （第6回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、長坂地区では、主食用水稲のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われているが、後継者が不在の農地が多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめないといけない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており、農業を継続することが困難になってきている。
・農業での採算性や機械の高額化、労働時間からも考えて、自分の子供が今後農業の担い手となる可能性は低い。
・高齢の農家と人口減少で、農地の法面の草刈り作業が困難になってきた。
・地区内農家の大半が兼業農家のため、作業が休日しかできず、水稲しかつくれない。
・自分では耕作できないため農地を貸しており、現在のところ農地の管理はできている。しかし、農地の借り人も高齢になってきており、近い将来返却されることが見込まれるので、今後の管理方法について検討する必要がある。
・農地所有者に地区外の人が多く、連絡がとりづらくなってきており、管理も難しくなってきている。
・住宅地が近くにあるため、草刈り後の草を燃やすと苦情がある。
・米や野菜の単価が低い上に、農産物の喰い荒らしやモグラが畔に穴をあけるなどの獣害被害も多くなってきており、農業だけではやっていけなくなってきた。また、ジャンボタニシの増加も顕著になってきている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし、水田の団地化や農業機械の大型化を図りながら、新規就農や企業などの参入を促す。
・新規就農者を受け入れるにあたり、農業と地域内のルールを明確化し、地域内での相談窓口を設ける。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		35.0　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.0　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・「農業を担う者」を中心に、農地の集積や集約化を検討する。 ・ 売りたい、貸したい、耕作したい、市街地といったゾーニングの検討をする。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・「農業を担う者」のいない農地等については、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。
（3）基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払交付金の活用により修繕・整備を引き続き図っていく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 地区外新規就農者が農業のことが相談や勉強ができるような勉強会などを開催する。 ・ 共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。 ・農作業委託については、集落営農組合が行うため、他の事業体は現時点では考えていない。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。